附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条　労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十六年一月一日前に同規則別表第七の十二の項の上欄に掲げる機械等であって、第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（第五条において「新特化則」という。）第二条第一項第三号の二に掲げる物（第二条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則（第四条において「旧特化則」という。）第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。第五条において「一・二―ジクロロプロパン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則（次条において「旧安衛則」という。）に定める様式による申請書は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則に定める相当様式による申請書とみなす。

第四条　この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧特化則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（一・二―ジクロロプロパン等の製造等に係る設備に関する経過措置）

第五条　一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までの間は、新特化則第三十八条の八において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７６号

茨城県日立市本宮町１丁目３番８号

債務者　結城　秀世

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８２号

茨城県日立市東大沼町２丁目30番11号

債務者　小野　大介

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８４号

茨城県日立市金沢町４丁目19番16―201号、前住所茨城県日立市小木津町３丁目24番41―205号

債務者　鈴木　　大

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３５９号

千葉県船橋市夏見３丁目10番24号　ファミールフカミ101号

債務者　櫻井　重信

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１６号

千葉県市原市五井東１丁目14番地20

債務者　山口　結花（旧姓村上）

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２７号

千葉県船橋市東中山２丁目５番７号

債務者　新屋恵美子（旧姓平戸）

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３１号

千葉県市川市宮久保３丁目３番３号　さくら本八幡ハウス202

債務者　刈米邪馬人

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５１号

千葉県船橋市西船３丁目６番８号

債務者　野村　則之

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５４号

千葉市若葉区東寺山町755番地　県住４棟40603号

債務者　古田島一喜

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７２号

千葉市緑区土気町1656番地２　小川タウンハウスＣ―102号

債務者　渡邉　　実

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７３号

千葉市緑区土気町1656番地２　小川タウンハウスＣ―102号

債務者　渡邉加代子

1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係